

岡山大学大学院教育学研究科
教育科学専攻（修士課程）
設置の趣旨等を記載した書類（資料）

目 次

- 資料 1 : 授業科目一覧
- 資料 2 : 岡山大学教育学研究科研究倫理委員会内規
- 資料 3 : 岡山大学教育学部 3 ポリシー
- 資料 4 : 岡山大学職員就業規則
- 資料 5 : 岡山大学研究ポリシー
- 資料 6 : 岡山大学内部質保証規則

授業科目一覧

教育学学位プログラム

科目区分	授業科目の名称	単位数
研究科共通科目	教育科学の理念と今日的課題A	1
大学院共通科目	リーダーシップとSDGs	2
	教育科学プロジェクト研究概論	1
プログラム専門科目	課題解決型科目 教育科学の理念と今日的課題B	1
	教育科学研究の方法（研究・研修上の倫理，法規，行政）	1
	教育科学研究の方法（調査法，実験法）	1
	教育科学研究の方法（教育科学とICT）	1
	教育科学研究の方法（教育と地域・起業）	1
	教育実地展開概論（教育と地域創生）	1
	教育実地展開概論（家庭生活と教育の多様性）	1
	教育実地展開概論（ESD）	1
	教育実地展開概論（国際教育比較）	1
	教育実地展開概論（教育のグローバル化）	1
	PBL I	1
	PBL II	1
	PBL III	1
	発達支援研究特論 I（発達基礎科学A）	1
	発達支援研究特論 I（発達基礎科学B）	1
	発達支援研究特論 III（幼児教育学A）	1
	発達支援研究特論 III（幼児教育学B）	1
	発達支援研究特論 III（養護実践学A）	1
	発達支援研究特論 III（養護実践学B）	1
	発達支援研究特論 IV（学校保健医科学A）	1
	発達支援研究特論 IV（学校保健医科学B）	1
	発達支援研究特論 IV（保育内容学A）	1
	発達支援研究特論 IV（保育内容学B）	1
	発達支援研究特論 V（幼児教育実践研究A）	1
	発達支援研究特論 V（幼児教育実践研究B）	1

講義・演習科目	発達支援研究特論Ⅴ（養護教育実践研究A）	1
	発達支援研究特論Ⅴ（養護教育実践研究B）	1
	教育哲学特論ⅠA	1
	教育哲学特論ⅠB	1
	教育哲学特論ⅡA	1
	教育哲学特論ⅡB	1
	教育哲学特論演習A	1
	教育哲学特論演習B	1
	日本教育史特論ⅠA	1
	日本教育史特論ⅠB	1
	日本教育史特論ⅡA	1
	日本教育史特論ⅡB	1
	日本教育史特論演習A	1
	日本教育史特論演習B	1
	西洋教育史特論ⅠA	1
	西洋教育史特論ⅠB	1
	西洋教育史特論ⅡA	1
	西洋教育史特論ⅡB	1
	西洋教育史特論演習A	1
	西洋教育史特論演習B	1
	学習心理学特論A	1
	学習心理学特論B	1
	学習心理学特論演習	2
	教育評価法特論A	1
	教育評価法特論B	1
	教育評価法特論演習	1
	発達心理学特論ⅠA	1
	発達心理学特論ⅠB	1
	発達心理学特論ⅡA	1
	発達心理学特論ⅡB	1
	発達心理学特論演習	1
	集団心理学特論A	1
集団心理学特論B	1	
集団心理学特論演習	1	

	教育制度特論 A	1
	教育制度特論 B	1
	社会教育学特論 A	1
	社会教育学特論 B	1
	教育社会学特論 I A	1
	教育社会学特論 I B	1
	教育社会学特論 II A	1
	教育社会学特論 II B	1
	教育社会学特論演習 A	1
	教育社会学特論演習 B	1
	教育方法学特論 I A	1
	教育方法学特論 I B	1
	教育方法学特論 II A	1
	教育方法学特論 II B	1
	教育方法学特論演習 A	1
	教育方法学特論演習 B	1
	教育組織特論	1
	教育組織特論演習	1
	学校社会学特論 I A	1
	学校社会学特論 I B	1
	学校社会学特論 II A	1
	学校社会学特論 II B	1
	教育科学特論 (国語科教育学 I A)	1
	教育科学特論 (国語科教育学 I B)	1
	教育科学特論 (国語科教育学 II A)	1
	教育科学特論 (国語科教育学 II B)	1
	教育科学特論 (国語学 I A)	1
	教育科学特論 (国語学 I B)	1
	教育科学特論 (国語学 II A)	1
	教育科学特論 (国語学 II B)	1
	教育科学特論 (近代文学 I A)	1
	教育科学特論 (近代文学 I B)	1
	教育科学特論 (近代文学 II A)	1
	教育科学特論 (近代文学 II B)	1

	教育科学特論（漢文学ⅠA）	1
	教育科学特論（漢文学ⅠB）	1
	教育科学特論（漢文学ⅡA）	1
	教育科学特論（漢文学ⅡB）	1
	教育科学特論（社会科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（社会科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（社会科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論演習（社会科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（社会科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（社会科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（社会科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論演習（社会科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論（日本史ⅠA）	1
	教育科学特論（日本史ⅠB）	1
	教育科学特論演習（日本史ⅠA）	1
	教育科学特論演習（日本史ⅠB）	1
	教育科学特論（日本史ⅡA）	1
	教育科学特論（日本史ⅡB）	1
	教育科学特論演習（日本史ⅡA）	1
	教育科学特論演習（日本史ⅡB）	1
	教育科学特論（世界史ⅠA）	1
	教育科学特論（世界史ⅠB）	1
	教育科学特論演習（世界史ⅠA）	1
	教育科学特論演習（世界史ⅠB）	1
	教育科学特論（世界史ⅡA）	1
	教育科学特論（世界史ⅡB）	1
	教育科学特論演習（世界史ⅡA）	1
	教育科学特論演習（世界史ⅡB）	1
	教育科学特論（自然地理学ⅠA）	1
	教育科学特論（自然地理学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（自然地理学ⅠA）	1
	教育科学特論演習（自然地理学ⅠB）	1
	教育科学特論（自然地理学ⅡA）	1
	教育科学特論（自然地理学ⅡB）	1

	教育科学特論演習（自然地理学ⅡA）	1
	教育科学特論演習（自然地理学ⅡB）	1
	教育科学特論（政治学ⅠA）	1
	教育科学特論（政治学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（政治学ⅠA）	1
	教育科学特論演習（政治学ⅠB）	1
	教育科学特論（政治学ⅡA）	1
	教育科学特論（政治学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（政治学ⅡA）	1
	教育科学特論演習（政治学ⅡB）	1
	教育科学特論（経済学ⅠA）	1
	教育科学特論（経済学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（経済学ⅠA）	1
	教育科学特論演習（経済学ⅠB）	1
	教育科学特論（経済学ⅡA）	1
	教育科学特論（経済学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（経済学ⅡA）	1
	教育科学特論演習（経済学ⅡB）	1
	教育科学特論（倫理学ⅠA）	1
	教育科学特論（倫理学ⅠB）	1
	教育科学特論（倫理学ⅡA）	1
	教育科学特論（倫理学ⅡB）	1
	教育科学特論（代数学ⅠA）	1
	教育科学特論（代数学ⅠB）	1
	教育科学特論（代数学ⅡA）	1
	教育科学特論（代数学ⅡB）	1
	教育科学特論（代数学ⅢA）	1
	教育科学特論（代数学ⅢB）	1
	教育科学特論（代数学ⅣA）	1
	教育科学特論（代数学ⅣB）	1
	教育科学特論（幾何学ⅠA）	1
	教育科学特論（幾何学ⅠB）	1
	教育科学特論（幾何学ⅡA）	1
	教育科学特論（幾何学ⅡB）	1

	教育科学特論（解析学ⅢA）	1
	教育科学特論（解析学ⅢB）	1
	教育科学特論（解析学ⅣA）	1
	教育科学特論（解析学ⅣB）	1
	教育科学特論演習（数学ⅠA）	1
	教育科学特論演習（数学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（数学ⅠC）	1
	教育科学特論演習（数学ⅠE）	1
	教育科学特論演習（数学ⅡA）	1
	教育科学特論演習（数学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（数学ⅡC）	1
	教育科学特論演習（数学ⅡE）	1
	教育科学特論（理科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（理科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（理科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（理科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（理科教育学A）	1
	教育科学特論演習（理科教育学B）	1
	教育科学特論（物理学ⅠA）	1
	教育科学特論（物理学ⅠB）	1
	教育科学特論（物理学ⅡA）	1
	教育科学特論（物理学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（物理学ⅡA）	1
	教育科学特論演習（物理学ⅡB）	1
	教育科学特論（物理学ⅢA）	1
	教育科学特論（物理学ⅢB）	1
	教育科学特論（物理学ⅣA）	1
	教育科学特論（物理学ⅣB）	1
	教育科学特論演習（物理学ⅢA）	1
	教育科学特論演習（物理学ⅢB）	1
	教育科学特論（有機化学ⅠA）	1
	教育科学特論（有機化学ⅠB）	1
	教育科学特論（有機化学ⅡA）	1
	教育科学特論（有機化学ⅡB）	1

	教育科学特論（生物化学 I A）	1
	教育科学特論（生物化学 I B）	1
	教育科学特論（生物化学 II A）	1
	教育科学特論（生物化学 II B）	1
	教育科学特論演習（分析化学 A）	1
	教育科学特論演習（分析化学 B）	1
	教育科学特論（無機化学 A）	1
	教育科学特論（無機化学 B）	1
	教育科学特論演習（無機化学 A）	1
	教育科学特論演習（無機化学 B）	1
	教育科学特論（物理化学 A）	1
	教育科学特論（物理化学 B）	1
	教育科学特論演習（物理化学 A）	1
	教育科学特論演習（物理化学 B）	1
	教育科学特論（動物学 I A）	1
	教育科学特論（動物学 I B）	1
	教育科学特論（動物学 II A）	1
	教育科学特論（動物学 II B）	1
	教育科学特論演習（動物学 A）	1
	教育科学特論演習（動物学 B）	1
	教育科学特論（植物学 I A）	1
	教育科学特論（植物学 I B）	1
	教育科学特論演習（植物学 A）	1
	教育科学特論演習（植物学 B）	1
	教育科学特論（植物学 II A）	1
	教育科学特論（植物学 II B）	1
	教育科学特論（固体地球科学 A）	1
	教育科学特論（固体地球科学 B）	1
	教育科学特論演習（固体地球科学 A）	1
	教育科学特論演習（固体地球科学 B）	1
	教育科学特論（流体地球科学 A）	1
	教育科学特論（流体地球科学 B）	1
	教育科学特論演習（流体地球科学 A）	1
	教育科学特論演習（流体地球科学 B）	1

	教育科学特論（音楽科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（音楽科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（音楽科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（音楽科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論（声楽ⅠA）	1
	教育科学特論（声楽ⅠB）	1
	教育科学特論（声楽ⅡA）	1
	教育科学特論（声楽ⅡB）	1
	教育科学特論（器楽ⅠA）	1
	教育科学特論（器楽ⅠB）	1
	教育科学特論（器楽ⅡA）	1
	教育科学特論（器楽ⅡB）	1
	教育科学特論（器楽ⅢA）	1
	教育科学特論（器楽ⅢB）	1
	教育科学特論（器楽ⅣA）	1
	教育科学特論（器楽ⅣB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅢA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅢB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅣA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅣB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅤA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅤB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅥA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅥB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅦA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅦB）	1
	教育科学特論（平面造形ⅠA）	1
	教育科学特論（平面造形ⅠB）	1
	教育科学特論（平面造形ⅡA）	1
	教育科学特論（平面造形ⅡB）	1

	教育科学特論（立体造形ⅠA）	1
	教育科学特論（立体造形ⅠB）	1
	教育科学特論（立体造形ⅡA）	1
	教育科学特論（立体造形ⅡB）	1
	教育科学特論（立体造形ⅢA）	1
	教育科学特論（立体造形ⅢB）	1
	教育科学特論（美術理論・美術史A）	1
	教育科学特論（美術理論・美術史B）	1
	教育科学特論（美術理論・鑑賞A）	1
	教育科学特論（美術理論・鑑賞B）	1
	教育科学特論（保健体育科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（保健体育科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（保健体育科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（保健体育科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論（体育学A）	1
	教育科学特論（体育学B）	1
	教育科学特論演習（体育学A）	1
	教育科学特論演習（体育学B）	1
	教育科学特論（運動学ⅠA）	1
	教育科学特論（運動学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（運動学ⅠA）	1
	教育科学特論演習（運動学ⅠB）	1
	教育科学特論（学校保健学A）	1
	教育科学特論（学校保健学B）	1
	教育科学特論（技術科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（技術科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（技術科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（技術科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論（機械ⅠA）	1
	教育科学特論（機械ⅠB）	1
	教育科学特論（機械ⅡA）	1
	教育科学特論（機械ⅡB）	1
	教育科学特論（電気ⅠA）	1
	教育科学特論（電気ⅠB）	1

	教育科学特論（電気ⅡA）	1
	教育科学特論（電気ⅡB）	1
	教育科学特論（情報ⅠA）	1
	教育科学特論（情報ⅠB）	1
	教育科学特論（情報ⅡA）	1
	教育科学特論（情報ⅡB）	1
	教育科学特論（家庭科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（家庭科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（家庭経営学A）	1
	教育科学特論（家庭経営学B）	1
	教育科学特論（家族関係学ⅠA）	1
	教育科学特論（家族関係学ⅠB）	1
	教育科学特論（家族関係学ⅡA）	1
	教育科学特論（家族関係学ⅡB）	1
	教育科学特論（食物科学ⅠA）	1
	教育科学特論（食物科学ⅠB）	1
	教育科学特論（食物科学ⅡA）	1
	教育科学特論（食物科学ⅡB）	1
	教育科学特論（食物科学ⅢA）	1
	教育科学特論（食物科学ⅢB）	1
	教育科学特論（被服科学ⅠA）	1
	教育科学特論（被服科学ⅠB）	1
	教育科学特論（被服科学ⅡA）	1
	教育科学特論（被服科学ⅡB）	1
	教育科学特論実験（被服科学A）	1
	教育科学特論実験（被服科学B）	1
	教育科学特論（英語科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（英語科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（英語科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（英語科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論（英語学ⅠA）	1
	教育科学特論（英語学ⅠB）	1
	教育科学特論（英語学ⅡA）	1
	教育科学特論（英語学ⅡB）	1

	教育科学特論（英米文学ⅠA）	1
	教育科学特論（英米文学ⅠB）	1
	教育科学特論（英米文学ⅡA）	1
	教育科学特論（英米文学ⅡB）	1
	P B L 特論Ⅰ	1
	P B L 特論Ⅱ	1
	P B L 特論Ⅲ	1
	P B L 特論Ⅳ	1
	P B L 特論Ⅴ	1
	P B L 特論Ⅵ	1
	P B L 特論Ⅶ	1
	P B L 特論Ⅷ	1
	保育内容特論（造形表現A）	1
	保育内容特論（造形表現B）	1
	保育内容特論演習（造形表現A）	1
	保育内容特論演習（造形表現B）	1
	保育内容特論（健康A）	1
	保育内容特論（健康B）	1
	保育内容特論演習（健康A）	1
	保育内容特論演習（健康B）	1
	保育内容特論（人間関係A）	1
	保育内容特論（人間関係B）	1
	保育内容特論演習（人間関係A）	1
	保育内容特論演習（人間関係B）	1
	幼児教育学特論A	1
	幼児教育学特論B	1
	幼児教育学特論演習A	1
	幼児教育学特論演習B	1
	幼児心理学特論A	1
	幼児心理学特論B	1
	幼児心理学特論演習A	1
	幼児心理学特論演習B	1
	養護実践学特論（養護教諭論A）	1
	養護実践学特論（養護教諭論B）	1

		養護実践学特論演習（養護教諭論A）	1
		養護実践学特論演習（養護教諭論B）	1
		養護実践学特論（学校保健学A）	1
		養護実践学特論（学校保健学B）	1
		養護実践学特論演習（学校保健学A）	1
		養護実践学特論演習（学校保健学B）	1
		学校保健医科学特論（健康科学A）	1
		学校保健医科学特論（健康科学B）	1
		学校保健医科学特論演習（健康科学A）	1
		学校保健医科学特論演習（健康科学B）	1
		学校保健医科学特論（環境と健康A）	1
		学校保健医科学特論（環境と健康B）	1
		学校保健医科学特論演習（環境と健康A）	1
		学校保健医科学特論演習（環境と健康B）	1
		グローバル・プレゼンテーション1	1
		グローバル・プレゼンテーション2	1
大学院共通科目 （課題研究）		教育科学課題研究	4

教育データサイエンス学位プログラム

科目区分		授業科目の名称	単位数
研究科共通科目		教育科学の理念と今日的課題A	1
大学院共通科目		リーダーシップとSDGs	2
		教育データサイエンス実践インターンシップI	1
プログラム 科目	教育専門科目	教育科学の理念と今日的課題B	1
		教育科学研究の方法（研究・研修上の倫理，法規，行政）	1
		教育科学研究の方法（調査法，実験法）	1
		教育科学研究の方法（教育科学とICT）	1
		教育科学研究の方法（教育と地域・起業）	1

	教育実地展開概論（教育と地域創生）	1
	教育実地展開概論（家庭生活と教育の多様性）	1
	教育実地展開概論（E S D）	1
	教育実地展開概論（国際教育比較）	1
	教育実地展開概論（教育のグローバル化）	1
	教育科学プロジェクト研究概論	1
	P B L I	1
	P B L II	1
	発達支援研究特論 I（発達基礎科学 A）	1
	発達支援研究特論 I（発達基礎科学 B）	1
	発達支援研究特論 III（幼児教育学 A）	1
	発達支援研究特論 III（幼児教育学 B）	1
	発達支援研究特論 III（養護実践学 A）	1
	発達支援研究特論 III（養護実践学 B）	1
	発達支援研究特論 IV（保育内容学 A）	1
	発達支援研究特論 IV（保育内容学 B）	1
	発達支援研究特論 IV（学校保健医科学 A）	1
	発達支援研究特論 IV（学校保健医科学 B）	1
	発達支援研究特論 V（幼児教育実践研究 A）	1
	発達支援研究特論 V（幼児教育実践研究 B）	1
	発達支援研究特論 V（養護教育実践研究 A）	1
	発達支援研究特論 V（養護教育実践研究 B）	1
	教育哲学特論 I A	1
	教育哲学特論 I B	1
	教育哲学特論 II A	1
	教育哲学特論 II B	1
	教育哲学特論演習 A	1
	教育哲学特論演習 B	1
	日本教育史特論 I A	1
	日本教育史特論 I B	1
	日本教育史特論 II A	1
	日本教育史特論 II B	1
	日本教育史特論演習 A	1

	日本教育史特論演習 B	1
	西洋教育史特論 I A	1
	西洋教育史特論 I B	1
	西洋教育史特論 II A	1
	西洋教育史特論 II B	1
	西洋教育史特論演習 A	1
	西洋教育史特論演習 B	1
	学習心理学特論 A	1
	学習心理学特論 B	1
	教育評価法特論 A	1
	教育評価法特論 B	1
	発達心理学特論 I A	1
	発達心理学特論 I B	1
	発達心理学特論 II A	1
	発達心理学特論 II B	1
	集団心理学特論 A	1
	集団心理学特論 B	1
	教育制度特論 A	1
	教育制度特論 B	1
	社会教育学特論 A	1
	社会教育学特論 B	1
	教育社会学特論 I A	1
	教育社会学特論 I B	1
	教育社会学特論 II A	1
	教育社会学特論 II B	1
	教育社会学特論演習 A	1
	教育社会学特論演習 B	1
	教育方法学特論 I A	1
	教育方法学特論 I B	1
	教育方法学特論 II A	1
	教育方法学特論 II B	1
	教育方法学特論演習 A	1
	教育方法学特論演習 B	1
	教育組織特論	1

	教育組織特論演習	1
	学校社会学特論 I A	1
	学校社会学特論 I B	1
	学校社会学特論 II A	1
	学校社会学特論 II B	1
	教育科学特論 (国語科教育学 I A)	1
	教育科学特論 (国語科教育学 I B)	1
	教育科学特論 (国語科教育学 II A)	1
	教育科学特論 (国語科教育学 II B)	1
	教育科学特論 (国語学 I A)	1
	教育科学特論 (国語学 I B)	1
	教育科学特論 (国語学 II A)	1
	教育科学特論 (国語学 II B)	1
	教育科学特論 (近代文学 I A)	1
	教育科学特論 (近代文学 I B)	1
	教育科学特論 (近代文学 II A)	1
	教育科学特論 (近代文学 II B)	1
	教育科学特論 (漢文学 I A)	1
	教育科学特論 (漢文学 I B)	1
	教育科学特論 (漢文学 II A)	1
	教育科学特論 (漢文学 II B)	1
	教育科学特論 (社会科教育学 I A)	1
	教育科学特論 (社会科教育学 I B)	1
	教育科学特論演習 (社会科教育学 I A)	1
	教育科学特論演習 (社会科教育学 I B)	1
	教育科学特論 (社会科教育学 II A)	1
	教育科学特論 (社会科教育学 II B)	1
	教育科学特論演習 (社会科教育学 II A)	1
	教育科学特論演習 (社会科教育学 II B)	1
	教育科学特論 (日本史 I A)	1
	教育科学特論 (日本史 I B)	1
	教育科学特論演習 (日本史 I A)	1
	教育科学特論演習 (日本史 I B)	1
	教育科学特論 (日本史 II A)	1

	教育科学特論（日本史ⅡB）	1
	教育科学特論演習（日本史ⅡA）	1
	教育科学特論演習（日本史ⅡB）	1
	教育科学特論（世界史ⅠA）	1
	教育科学特論（世界史ⅠB）	1
	教育科学特論演習（世界史ⅠA）	1
	教育科学特論演習（世界史ⅠB）	1
	教育科学特論（世界史ⅡA）	1
	教育科学特論（世界史ⅡB）	1
	教育科学特論演習（世界史ⅡA）	1
	教育科学特論演習（世界史ⅡB）	1
	教育科学特論（自然地理学ⅠA）	1
	教育科学特論（自然地理学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（自然地理学ⅠA）	1
	教育科学特論演習（自然地理学ⅠB）	1
	教育科学特論（自然地理学ⅡA）	1
	教育科学特論（自然地理学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（自然地理学ⅡA）	1
	教育科学特論演習（自然地理学ⅡB）	1
	教育科学特論（政治学ⅠA）	1
	教育科学特論（政治学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（政治学ⅠA）	1
	教育科学特論演習（政治学ⅠB）	1
	教育科学特論（政治学ⅡA）	1
	教育科学特論（政治学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（政治学ⅡA）	1
	教育科学特論演習（政治学ⅡB）	1
	教育科学特論（経済学ⅠA）	1
	教育科学特論（経済学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（経済学ⅠA）	1
	教育科学特論演習（経済学ⅠB）	1
	教育科学特論（経済学ⅡA）	1
	教育科学特論（経済学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（経済学ⅡA）	1

	教育科学特論演習（経済学ⅡB）	1
	教育科学特論（倫理学ⅠA）	1
	教育科学特論（倫理学ⅠB）	1
	教育科学特論（倫理学ⅡA）	1
	教育科学特論（倫理学ⅡB）	1
	教育科学特論（代数学ⅠA）	1
	教育科学特論（代数学ⅠB）	1
	教育科学特論（代数学ⅡA）	1
	教育科学特論（代数学ⅡB）	1
	教育科学特論（代数学ⅢA）	1
	教育科学特論（代数学ⅢB）	1
	教育科学特論（代数学ⅣA）	1
	教育科学特論（代数学ⅣB）	1
	教育科学特論（幾何学ⅠA）	1
	教育科学特論（幾何学ⅠB）	1
	教育科学特論（幾何学ⅡA）	1
	教育科学特論（幾何学ⅡB）	1
	教育科学特論（解析学ⅢA）	1
	教育科学特論（解析学ⅢB）	1
	教育科学特論（解析学ⅣA）	1
	教育科学特論（解析学ⅣB）	1
	教育科学特論演習（数学ⅠA）	1
	教育科学特論演習（数学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（数学ⅠC）	1
	教育科学特論演習（数学ⅠE）	1
	教育科学特論演習（数学ⅡA）	1
	教育科学特論演習（数学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（数学ⅡC）	1
	教育科学特論演習（数学ⅡE）	1
	教育科学特論（理科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（理科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（理科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（理科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（理科教育学A）	1

	教育科学特論演習（理科教育学B）	1
	教育科学特論（物理学ⅠA）	1
	教育科学特論（物理学ⅠB）	1
	教育科学特論（物理学ⅡA）	1
	教育科学特論（物理学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（物理学ⅡA）	1
	教育科学特論演習（物理学ⅡB）	1
	教育科学特論（物理学ⅢA）	1
	教育科学特論（物理学ⅢB）	1
	教育科学特論（物理学ⅣA）	1
	教育科学特論（物理学ⅣB）	1
	教育科学特論演習（物理学ⅢA）	1
	教育科学特論演習（物理学ⅢB）	1
	教育科学特論（有機化学ⅠA）	1
	教育科学特論（有機化学ⅠB）	1
	教育科学特論（有機化学ⅡA）	1
	教育科学特論（有機化学ⅡB）	1
	教育科学特論（生物化学ⅠA）	1
	教育科学特論（生物化学ⅠB）	1
	教育科学特論（生物化学ⅡA）	1
	教育科学特論（生物化学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（分析化学A）	1
	教育科学特論演習（分析化学B）	1
	教育科学特論（無機化学A）	1
	教育科学特論（無機化学B）	1
	教育科学特論演習（無機化学A）	1
	教育科学特論演習（無機化学B）	1
	教育科学特論（物理化学A）	1
	教育科学特論（物理化学B）	1
	教育科学特論演習（物理化学A）	1
	教育科学特論演習（物理化学B）	1
	教育科学特論（動物学ⅠA）	1
	教育科学特論（動物学ⅠB）	1
	教育科学特論（動物学ⅡA）	1

	教育科学特論（動物学ⅡB）	1
	教育科学特論演習（動物学A）	1
	教育科学特論演習（動物学B）	1
	教育科学特論（植物学ⅠA）	1
	教育科学特論（植物学ⅠB）	1
	教育科学特論演習（植物学A）	1
	教育科学特論演習（植物学B）	1
	教育科学特論（植物学ⅡA）	1
	教育科学特論（植物学ⅡB）	1
	教育科学特論（固体地球科学A）	1
	教育科学特論（固体地球科学B）	1
	教育科学特論演習（固体地球科学A）	1
	教育科学特論演習（固体地球科学B）	1
	教育科学特論（流体地球科学A）	1
	教育科学特論（流体地球科学B）	1
	教育科学特論演習（流体地球科学A）	1
	教育科学特論演習（流体地球科学B）	1
	教育科学特論（音楽科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（音楽科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（音楽科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（音楽科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論（声楽ⅠA）	1
	教育科学特論（声楽ⅠB）	1
	教育科学特論（声楽ⅡA）	1
	教育科学特論（声楽ⅡB）	1
	教育科学特論（器楽ⅠA）	1
	教育科学特論（器楽ⅠB）	1
	教育科学特論（器楽ⅡA）	1
	教育科学特論（器楽ⅡB）	1
	教育科学特論（器楽ⅢA）	1
	教育科学特論（器楽ⅢB）	1
	教育科学特論（器楽ⅣA）	1
	教育科学特論（器楽ⅣB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅠA）	1

	教育科学特論（美術科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅢA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅢB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅣA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅣB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅤA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅤB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅥA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅥB）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅦA）	1
	教育科学特論（美術科教育学ⅦB）	1
	教育科学特論（平面造形ⅠA）	1
	教育科学特論（平面造形ⅠB）	1
	教育科学特論（平面造形ⅡA）	1
	教育科学特論（平面造形ⅡB）	1
	教育科学特論（立体造形ⅠA）	1
	教育科学特論（立体造形ⅠB）	1
	教育科学特論（立体造形ⅡA）	1
	教育科学特論（立体造形ⅡB）	1
	教育科学特論（立体造形ⅢA）	1
	教育科学特論（立体造形ⅢB）	1
	教育科学特論（美術理論・美術史A）	1
	教育科学特論（美術理論・美術史B）	1
	教育科学特論（美術理論・鑑賞A）	1
	教育科学特論（美術理論・鑑賞B）	1
	教育科学特論（保健体育科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（保健体育科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（保健体育科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（保健体育科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論（体育学A）	1
	教育科学特論（体育学B）	1
	教育科学特論演習（体育学A）	1

	教育科学特論演習（体育学B）	1
	教育科学特論（運動学I A）	1
	教育科学特論（運動学I B）	1
	教育科学特論演習（運動学I A）	1
	教育科学特論演習（運動学I B）	1
	教育科学特論（学校保健学A）	1
	教育科学特論（学校保健学B）	1
	教育科学特論（技術科教育学I A）	1
	教育科学特論（技術科教育学I B）	1
	教育科学特論（技術科教育学II A）	1
	教育科学特論（技術科教育学II B）	1
	教育科学特論（機械I A）	1
	教育科学特論（機械I B）	1
	教育科学特論（機械II A）	1
	教育科学特論（機械II B）	1
	教育科学特論（電気I A）	1
	教育科学特論（電気I B）	1
	教育科学特論（電気II A）	1
	教育科学特論（電気II B）	1
	教育科学特論（情報I A）	1
	教育科学特論（情報I B）	1
	教育科学特論（情報II A）	1
	教育科学特論（情報II B）	1
	教育科学特論（家庭科教育学I A）	1
	教育科学特論（家庭科教育学I B）	1
	教育科学特論（家庭経営学A）	1
	教育科学特論（家庭経営学B）	1
	教育科学特論（家族関係学I A）	1
	教育科学特論（家族関係学I B）	1
	教育科学特論（家族関係学II A）	1
	教育科学特論（家族関係学II B）	1
	教育科学特論（食物科学I A）	1
	教育科学特論（食物科学I B）	1
	教育科学特論（食物科学II A）	1

	教育科学特論（食物科学ⅡB）	1
	教育科学特論（食物科学ⅢA）	1
	教育科学特論（食物科学ⅢB）	1
	教育科学特論（被服科学ⅠA）	1
	教育科学特論（被服科学ⅠB）	1
	教育科学特論（被服科学ⅡA）	1
	教育科学特論（被服科学ⅡB）	1
	教育科学特論実験（被服科学A）	1
	教育科学特論実験（被服科学B）	1
	教育科学特論（英語科教育学ⅠA）	1
	教育科学特論（英語科教育学ⅠB）	1
	教育科学特論（英語科教育学ⅡA）	1
	教育科学特論（英語科教育学ⅡB）	1
	教育科学特論（英語学ⅠA）	1
	教育科学特論（英語学ⅠB）	1
	教育科学特論（英語学ⅡA）	1
	教育科学特論（英語学ⅡB）	1
	教育科学特論（英米文学ⅠA）	1
	教育科学特論（英米文学ⅠB）	1
	教育科学特論（英米文学ⅡA）	1
	教育科学特論（英米文学ⅡB）	1
	P B L 特論Ⅰ	1
	P B L 特論Ⅱ	1
	P B L 特論Ⅲ	1
	P B L 特論Ⅳ	1
	P B L 特論Ⅴ	1
	P B L 特論Ⅵ	1
	P B L 特論Ⅶ	1
	P B L 特論Ⅷ	1
	保育内容特論（造形表現A）	1
	保育内容特論（造形表現B）	1
	保育内容特論演習（造形表現A）	1
	保育内容特論演習（造形表現B）	1
	保育内容特論（健康A）	1

	保育内容特論（健康B）	1
	保育内容特論演習（健康A）	1
	保育内容特論演習（健康B）	1
	保育内容特論（人間関係A）	1
	保育内容特論（人間関係B）	1
	保育内容特論演習（人間関係A）	1
	保育内容特論演習（人間関係B）	1
	幼児教育学特論A	1
	幼児教育学特論B	1
	幼児教育学特論演習A	1
	幼児教育学特論演習B	1
	幼児心理学特論A	1
	幼児心理学特論B	1
	幼児心理学特論演習A	1
	幼児心理学特論演習B	1
	養護実践学特論（養護教諭論A）	1
	養護実践学特論（養護教諭論B）	1
	養護実践学特論演習（養護教諭論A）	1
	養護実践学特論演習（養護教諭論B）	1
	養護実践学特論（学校保健学A）	1
	養護実践学特論（学校保健学B）	1
	養護実践学特論演習（学校保健学A）	1
	養護実践学特論演習（学校保健学B）	1
	学校保健医科学特論（健康科学A）	1
	学校保健医科学特論（健康科学B）	1
	学校保健医科学特論演習（健康科学A）	1
	学校保健医科学特論演習（健康科学B）	1
	学校保健医科学特論（環境と健康A）	1
	学校保健医科学特論（環境と健康B）	1
	学校保健医科学特論演習（環境と健康A）	1
	学校保健医科学特論演習（環境と健康B）	1
	グローバル・プレゼンテーション1	1
	グローバル・プレゼンテーション2	1
教育データサ	教育データサイエンス実践インターンシップ	1

	イエンス科目	II	
		心理データアセスメント特論	2
		スケジュール科学特論演習	2
		行動科学評価法特論演習	2
		認知学習行動科学特論演習	2
		発達行動科学特論演習	2
		集団行動科学特論演習	2
		教育科学のための計量分析 I	2
		教育科学のための計量分析 II	2
		教育科学のための計量分析演習 I	2
		教育科学のための計量分析演習 II	2
		計量文献学特論演習	2
		時空間情報処理演習	2
		デジタル資料活用演習	2
		テキスト処理演習	2
		データ連携活用演習	2
		メタバース空間構築演習	2
		データサイエンス概論	2
		Excel と R を用いたデータ処理	1
		Python を用いたビッグデータ解析	2
		No Code を用いたデザイン	1
教育イノベーション演習	2		
教育 DX ハッカソン	2		
大学院共通科目（課題研究）	教育科学課題研究	4	

岡山大学大学院教育学研究科研究倫理委員会内規

(目的及び設置)

第1条 岡山大学大学院教育学研究科(以下「本研究科」という。)における人を対象として行う研究(医学系の研究又は診療等を除く。)について、研究科長の諮問に応じて、ヘルシンキ宣言(1964年世界医師会：以降の修正を含む)の趣旨に沿った倫理的配慮を図り、倫理的観点及び科学的観点から実施の適否その他の事項を審議して意見を述べるため、本研究科内に研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|------------------------------|-----|
| 一 本研究科副研究科長(教育・研究担当) | 1名 |
| 二 本研究科学術研究委員会委員の中から推薦された者 | 2名 |
| 三 医学・医療等に関し専門的な知識を有する本研究科教員 | 1名 |
| 四 自然科学に関し専門的な知識を有する本研究科教員 | 2名 |
| 五 人文・社会科学に関し専門的な知識を有する本研究科教員 | 3名 |
| 六 人文・社会科学に関し専門的な知識を有する他研究科教員 | 1名 |
| 七 その他審議事項により倫理委員会が必要と認める者 | 若干名 |

2 委員会は、男女両性で構成するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会は、人を対象とした研究に関し、研究者からの申請に基づく実施計画の内容について、倫理的観点及び科学的観点から、特に次に掲げる事項に留意して審議するものとする。

- 一 研究対象者の人権の擁護
- 二 研究対象者に理解を求め、同意を得る方法
- 三 研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮
- 四 研究対象者の個人情報・プライバシーの保護に関する配慮

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、第2条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事及び判定)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。ただし、委員が研究の実施計画の審査を受けようとする場合は、当該審査の判定に加わることができない。
 - 一 承認
 - 二 条件付承認
 - 三 計画変更の勧告
 - 四 不承認
 - 五 非該当

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(迅速審査)

第8条 委員会は、軽易な事項の審査について、委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速審査に付することができる。

- 一 研究計画の軽微な変更
 - 二 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理委員会等の承認を受けた研究計画を分担研究機関として実施しようとする場合の研究計画
 - 三 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画
- 2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員2名が書面により行ない、その判定は2名の合意により決する。
- 3 迅速審査の結果は、研究科長及びその審査を行った委員以外のすべての委員に報告しなければならない。

(審査手続及び審査結果通知)

第9条 申請者は、研究開始前に審査に必要な書類を研究科長に提出し、申請する。

- 2 研究科長は、申請を受けたときには、委員会に審査を諮問する。
- 3 委員長は、審議終了後、速やかにその結果を研究科長に報告しなければならない。
- 4 研究科長は、前項の報告を尊重し、審査結果を申請者に速やかに通知する。

(修正再審査申請)

第10条 審査の判定結果が、第6条第3項第2号又は第3号に該当する場合、申請者は、委員会が定める期限までに修正した再審査申請書等を提出することにより継続した審査を受けることができる。期限を過ぎて実施計画が提出された場合は、新たに審査を申請したものとみなす。

(異議申立及び判定の通知)

第11条 申請者は、第9条第4項の通知に対して、研究科長に異議申立をすることができる。

- 2 委員会は、前項の異議申立に対して、速やかに審議を行い、研究科長は異議申立に対する審査結果を申請者に通知しなければならない。

(証明書の発行)

第12条 研究科長は、申請者が次の各号の目的のために審査承認証明書を必要とする場合に、これを発行することができる。

- 一 当該研究の成果の発表又は学術雑誌等に投稿する場合に、発表又は投稿の規定により、審査の証明書等の添付が必要なとき。
 - 二 当該研究の実施に当たり、研究材料等の入手のために、審査の証明書等を必要とするとき。
- 2 申請者は、前項の証明書等を必要とする場合には、研究科長に申請しなければならない。

(研究計画の変更)

第13条 申請者は、研究実施計画を変更しようとする場合は、改めて研究科長に申請するものとする。

(研究の終了又は中止の報告)

第14条 申請者は、研究を終了し、又は中止したときは、研究科長に報告書を提出しなければならない。

(議事要旨の公表)

第15条 委員会の議事要旨(研究課題名, 研究期間及び審査結果等を含む), 委員会の構成並びに委員の氏名及び所属等は, 公開する。ただし, 研究対象者等の人権, 研究の独創性及び知的財産権の保護のため, 支障が生じるおそれのある部分は, 非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第16条 委員は, 職務上知り得た審査に関する情報を正当な理由なしに他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務)

第17条 委員会に関する事務は, 教育学系事務部において処理する。

(雑則)

第18条 この内規に定めるもののほか, 委員会の議事及び運営に関し必要な事項は, 委員会が別に定める。

附 則

この内規は, 平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は, 平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は, 令和5年4月1日から施行する。

教育学部 教育の方針

教育の基本的目標

教育学部は、教育は人間の可能性を最大限に伸ばすものと考えて、学校教育の理念および意義と子供理解を基盤の学びとして、専門的な学識・技能を身につけ、学生が主体的に” 知の創成” に参画し得る能力を涵養し、持続可能な社会の構築に貢献できる教育実践力を育成することを目的とした教育を行います。

養成する人材像

教育の基本的目標に掲げられた、学生が「主体的に” 知の創成” に参画し得る能力」を専門力及び探究力、「学生同士や教職員との密接な対話や議論」をコミュニケーション力、「豊かな人間性」を教養力、「教育者としての活躍および教育研究の発展に寄与できる」を実践力としてそれぞれ捉え、本学の理念と目的に基づき、「主体的に変容し続ける先駆者」を養成します。

教育の力で子供の可能性を伸ばすために学び続ける実践者

以下、5つの力を持つ人材を養成します。

- 教育活動を展開できる探究力を基盤とした実践力
- 自ら問うて、課題を見出す探究力
- 情報を収集し発信できる能力を有し、良好な人間関係を構築するコミュニケーション力
- 教育者として社会に貢献できる専門力
- 自然や社会に関心を持ち、継続して学ぶ教養力

卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）

教育学部は、先に掲げた人材を養成するため、所定の期間在学し、以下に掲げる力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与します。

修得できる力：実践力・探究力・コミュニケーション力・専門力・教養力

【実践力】教育活動を展開できる探究力を基盤とした実践力

特色ある教育活動を展開するために常に探究心をもった教育者として活躍することができる。

【探究力】自ら問うて、課題を見出す探究力

自ら理論を基盤とした実践と、理論を通じた学びから課題を見出し、学校教育の推進のために自己研鑽を続けることができる。

【コミュニケーション力】情報を収集し発信できる能力を有し、良好な人間関係を構築するコミュニケーション力

必要な情報を収集・分析し、正しく活用できる能力を有し、効果的な情報発信ができることに加えて、周囲との良好な人間関係を構築できる。

【専門力】教育者として社会に貢献できる専門力

教育に関する諸科学の知識と技能を幅広く習得し、倫理観を持って創造的に教育実践できる。

【教養力】自然や社会に関心を持ち、継続して学ぶ教養力

自然や社会の多様な問題に対して関心を持ち、問題解決に向けて論理的思考力・判断力・創造力を発揮するために、学び続けることができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）で掲げた力を修得した人材を養成するため、教育学部として以下の方針及び考え方にに基づき、教育課程を編成し、実践します。

教育の実施方針

持続可能社会の実践に向けて学生が主体的に学び続ける能力を育成する教育を実施します。

教育内容の考え方

主体的・対話的で深い学びの視点から、「何を教えたか」から学生が「何ができるようになったか」を重視して、以下の教育内容を提供します。

【共通教育】

教師をめざす学生に共通して求められる汎用的技能の育成を目指し、他の学生と学び合う、共に育ち共に創る実践的な活動を提供します。

教育者としての自覚を促し、子供理解と人間関係を構築する力の育成、教育システムの理解等を目指すカリキュラムを提供します。

【専門教育】

教育に関する諸科学の知識と技能を幅広く身につけ、理論と実践を往還しつつ、反省的・創造的な教育実践を開発する機会を提供します。

教師としての力量を形成する専門知識及び技能、自身の専攻する校種や教科等に対応した提案的な教育活動を構想・実践力を身につけるカリキュラムを提供します。

【言語教育】

グローバルマインドとリサーチマインドを持ち、品位と思いやりを備えた教育者として社会を生きるうえで必要とされるコミュニケーション力と行動力を伸ばす教育を提供します。

聞く、読む、話す、書く、を統合した総合力を伸ばすために必要な英語、子供理解と異文化理解の科目群を通じて言語と対話力を学ぶ機会を提供します。加えて、学校現場で求められる教育支援を理解する機会を創出します。

教育方法の考え方

前述の教育内容を以下の方法で提供します。

①自身の可能性を主体的に広げる教育方法を展開します。

人が交わる共通教育、知が交わる専門教育、言葉が交わる言語教育を通して他者を理解し、切磋琢磨しながら、自身の可能性を広げる教育方法を実施します。

②総合大学の特長を活かした教育体系を提供します。

自らの専門を尊重しながらも、様々な専門との出会いにより、共に考え、共に動き、共に創り、共に育む教育体系を全ての課程で展開します。

③学生の成長に応じた実践的な教育プログラムを提供します。

留学やインターンシップ、プラクティカム等、地域や世界とつながった実社会における学びを提供します。

学修評価の考え方

厳格な学修評価を実施します。

講義科目では主に総括的評価を、実習・演習科目では主に形成的評価を重視します。教師を目指す学生としての基幹的な資質・能力の修得状況について、A+・A・B・C・F評価で実施し、到達目標の概ね達成の基準Cを設定しています。各科目の評価方法はシラバス等により履修者に示します。卒業研究は、審査基準・方法を明示するとともにそれらに基づいた成果の最終審査・試験を行います。

正課外教育の考え方

学生が授業での学びを越えて自らの成長を実感できる正課外の機会を提供します。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育学部は、以下に掲げた力を身につけた人材を求めます。

求める人材像

教育および子供の発育発達と心身の健康について関心と熱意をもち、子供の全人的成長および学校教育の発展、さらには地域社会に貢献したいという明瞭な目的意識を持つ、以下の人材を求めています。

求める力

【実践力】

子供たちと一緒に活動することが好きで、学ぶことの楽しさを伝えるために、何事にも興味を持ち、意欲的に取り組むことができる。

【探究力】

学校教育および子供の発育発達と心身の健康について知的探究心を持っている。

【コミュニケーション力】

自らの考えを表現することや、様々な人を理解することを通して、良好な関係を築くために努力することができる。

【専門力】

学校教育の推進や子供の全人的成長に対応するために必要な基礎学力を持ち、多様な専門教育への興味・関心を持っている。

【教養力】

自然や社会に幅広く関心を持ち、学び続けることができる。

教育学部の選抜方針

幅広く多様な人材を確保するため、複数の試験及び日程の入試を実施します。

教育学部の選抜方法

学力検査、面接、書類審査、ペーパーインタビューなどによる試験のいずれかを、あるいは組み合わせて行い、本学での学修に足る学力または適性を測ります。

選抜方針・各選抜方法の具体的な考え方

・一般選抜(前期日程)

大学入学共通テストについては、6教科8科目又は7教科8科目を課し、高等学校卒業レベルの基礎学力を評価します。

個別学力検査については、学校教育教員養成課程は、国語、理科、数学、外国語（英語）の4教科からの2教科か、音楽実技、美術実技、体育実技のいずれかを選択し、教員を目指す上で基盤となる科目への理解度と応用能力を評価します（志望する専攻等により選択教科に指定があります）。養護教諭養成課程は、小論文及びペーパーインタビューを課し、養護教諭の仕事と子供の発育発達や健康についての理解力、思考力、表現力を評価します。

・学校推薦型選抜Ⅰ【岡山県北地域教育プログラム選抜】

面接・小論文及び書類審査（志望理由書、活動体験報告書、調査書、推薦書）を行い、岡山県北地域の教員として、学校及び地域社会に貢献しようとする意欲や適性を総合的に評価します。

・学校推薦型選抜Ⅰ【岡山県工業科教員養成プログラム選抜】

面接・小論文及び書類審査（志望理由書、調査書、推薦書）を行い、岡山県の工業科教員として、学校、地域社会及び産業界に貢献しようとする意欲や適性を総合的に評価します。

・学校推薦型選抜Ⅱ

大学入学共通テストについては、6教科8科目又は7教科8科目を課し、高等学校卒業レベルの基礎学力を評価します。

面接（口述試験を含む。）及び書類審査（志望理由書、調査書、推薦書、英語資格・検定試験成績（中学校教育専攻英語教育コースのみ））については、希望する専攻等の専

門をふまえて教育の場で活躍したいという意欲や姿勢、これまでの学習や活動体験に基づいた専門分野への関心と理解について評価します。

・総合型選抜

大学入学共通テストについては、6教科8科目又は7教科8科目を課し、高等学校卒業レベルの基礎学力を評価します。

面接（口述試験を含む。）及び書類審査（自己推薦書、調査書）については、養護教諭として教育の場で活躍したいという意欲や姿勢、これまでの学習や活動体験に基づいた専門分野への関心と理解について評価します。

・国際バカロレア選抜

面接及び書類審査（成績評価証明書、自己推薦書、評価書）を行い、グローバルスタンダードに基づく基礎学力、日本の学校教育の場で活躍したいという意欲や姿勢、これまでの学習や活動体験に基づいた専門分野への関心と理解及び優れた国際感覚について評価します。

入学者選抜と、学力の3要素との関係

入試区分	知識・技能	思考力・判断力・表現力等の能力	主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
一般選抜 (前期日程)	○大学入学共通テスト ○英語資格・検定試験成績(注1)	◎個別学力検査等(国語, 理科, 数学, 外国語, 実技)(注2) ◎英語資格・検定試験成績(注3) ◎小論文(注4) ◎ペーパーインタビュー(注4)	☆ペーパーインタビュー(注4) ☆調査書
学校推薦型選抜Ⅰ 【岡山県北地域教育プログラム選抜】(注5)	☆面接(個人・集団) ☆小論文 ☆調査書	◎面接(個人・集団) ◎小論文	○面接(個人・集団) ○志望理由書 ○活動体験報告書 ○調査書 ○推薦書
学校推薦型選抜Ⅰ 【岡山県工業科教員養成プログラム選抜】(注6)	☆面接(口述試験を含む。) ☆小論文 ☆調査書	◎面接(口述試験を含む。) ◎小論文	○面接(口述試験を含む。) ○志望理由書 ○調査書 ○推薦書
学校推薦型選抜Ⅱ (注7)	○大学入学共通テスト ○英語資格・検定試験成績(注8)	◎面接(口述試験を含む。)	○面接(口述試験を含む。) ○志望理由書 ○調査書 ○推薦書
総合型選抜(注9)	○大学入学共通テスト	◎面接(口述試験を含む。)	○面接(口述試験を含む。) ○自己推薦書 ○調査書
国際バカロレア選抜	☆面接 ○成績評価証明書	◎面接 ○成績評価証明書 ☆自己推薦書	○面接 ○自己推薦書 ○評価書

(注1) 学校教育教員養成課程及び養護教諭養成課程で実施します(提出は任意)。

(注2) 学校教育教員養成課程で実施します。志望する専攻等により選択科目に指定があります。

(注3) 学校教育教員養成課程で実施します(提出は任意)。

(注4) 養護教諭養成課程で実施します。

(注5) 学校教員養成課程小学校教育専攻・中学校教育専攻地域教育コース、養護教諭養成課程地域教育コースで実施します。

(注6) 中学校教育専攻技術・工業教育コースで実施します。

(注7) 学校教育教員養成課程で実施します。

(注8) 中学校教育専攻英語教育コースで実施します(提出は任意)。

(注9) 養護教諭養成課程で実施します。

(注) ◎は特に重視する要素、○は重視する要素、☆は総合的な判断となる要素

各要素に対する資料は、「主とする資料」であり、それ以外の要素でも活用する場合がある。

入学前に学習しておくことが期待される内容

高校では授業に意欲的に取り組んでください。学習内容を習得するだけでなく、その楽しさを発見してください。良い教師とは、学ぶことの楽しさを伝えることができる人です。子供の学びと発達、心身の健康、教育をめぐる社会の問題に興味をもって自分なりに考えたり、部活動やボランティアなどに積極的に参加したりするなど、幅広い経験を積んでください。

国立大学法人岡山大学職員就業規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第10号

改正 平成16年10月29日規則第34号
平成17年 3月24日規則第 3号
平成17年 9月22日規則第 7号
平成18年 3月30日規則第12号
平成19年 3月30日規則第17号
平成20年 3月27日規則第20号
平成20年 9月27日規則第31号
平成21年 3月27日規則第16号
平成21年11月30日規則第26号
平成22年 3月31日規則第16号
平成23年 3月31日規則第 8号
平成23年 6月28日規則第20号
平成24年 3月22日規則第 9号
平成24年 6月28日規則第19号
平成25年 3月27日規則第 1号
平成26年 3月27日規則第 2号
平成26年11月27日規則第15号
平成28年 3月29日規則第16号
平成28年12月20日規則第40号
平成29年 3月28日規則第 3号
平成30年 1月30日規則第10号
平成30年 3月27日規則第15号
平成31年 3月28日規則第14号
令和 2年 3月31日規則第 5号
令和 4年 3月29日規則第 8号
令和 4年 9月22日規則第24号
令和 4年11月29日規則第33号
令和 5年 3月28日規則第 7号
令和 6年 3月27日規則第 6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「本規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定める。

(職員の区分及び職種)

第2条 法人の職員の区分及び職種は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 常勤職員

イ 一般職員

事務職員，技術職員，図書職員，技能職員，労務職員，高度専門職

ロ 教育職員

教授，准教授，講師，助教，助手，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭

ハ 医療職員

医療技術職員，看護職員

二 再雇用職員（第20条の規定により再雇用された職員をいう。）

三 非常勤職員

事務補佐員，技術補佐員，技能補佐員，臨時用務員，非常勤講師，非常勤研究員，
ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント，医員，医員（レジデント），
医員（研修医），学校医，学校歯科医，学校薬剤師，実習補助教員

四 契約職員

外国人研究員，特別契約職員

2 前項各号に定める職種以外の職種が必要な場合は，別に定めることができる。

（適用範囲等）

第3条 本規則は，前条第1項第1号に掲げる職員に適用し，同項第2号から第4号までに掲げる職員の就業については別に定める。

（権限の委任）

第4条 国立大学法人岡山大学長（以下「学長」という。）は，本規則に規定する権限の一部を他の役員又は職員に委任することができる。

（法令との関係）

第5条 本規則に定めのない事項については，労基法，その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

（遵守遂行）

第6条 法人及び職員は，それぞれの立場で本規則を誠実に遵守し，その実行に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

（採用）

第7条 職員の採用は，選考による。ただし，事務職員，技術職員及び図書職員については，原則として競争試験によるものとする。

2 職員の採用においては，任期を定めることができる。

3 採用についての選考方法，手続き，提出書類，その他必要な事項については，別に定める国立大学法人岡山大学職員人事規程（平成16年岡大規程第6号。以下「職員人事規程」という。）による。

（労働条件の明示）

第8条 学長は職員の採用に際しては，採用しようとする職員に対し，あらかじめ，次の事項を記載した文書を交付するものとする。前条第2項の規定に基づき任期を付されて採用された職員（以下「任期付職員」という。）が，当該任期の満了後，引き続き任期付職員又は任期の定めのない職員となる場合及び任期の定めのない職員が任期付職員となる場合も同様とする。

一 給与に関する事項

二 就業の場所及び従事する業務に関する事項

三 労働契約の期間に関する事項

四 労働契約を更新する場合の基準に関する事項

五 始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日及び休暇並びに交代制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項

六 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

七 その他必要な事項

(試用期間)

- 第9条 職員として採用された者には、採用の日から6か月の試用期間を設ける。ただし、職員人事規程の定めるところにより、試用期間を延長し、又は設けないことがある。
- 2 試用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇し、又は試用期間終了時に本採用としない。
 - 一 勤務成績がよくない場合
 - 二 心身に故障がある場合
 - 三 その他職員としての適性を欠く場合
 - 3 第24条の規定は、前項の規定に基づき試用期間中の職員を解雇し、又は試用期間終了時に本採用しない場合に、これを準用する。
 - 4 第25条の規定は、第2項の規定に基づき試用期間中の職員（試用期間が14日を経過していない者を除く。）を解雇し、又は試用期間終了時に本採用しない場合に、これを準用する。
 - 5 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務成績の評定・評価)

- 第10条 職員の勤務成績について、評定又は評価を実施する。

第3節 昇任及び降任

(昇任)

- 第11条 職員の昇任は、選考による。
- 2 前項の選考は、その職員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

(降任)

- 第12条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他必要な適性を欠く場合
- 四 職員が降任を希望し、これを学長が承認した場合

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

- 第12条の2 管理監督職（国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号。以下「職員給与規則」という。）第11条に定める管理職員（教育職員のうち教授、准教授、講師及び助教の兼ねる職を除く））であって管理監督職勤務上限年齢に達している職員は、管理監督職勤務上限年齢に達した日以後における最初の4月1日（以下、「異動日」という。）に、管理監督職以外の職へ降任するものとする。

- 2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。
- 3 学長は、管理監督職勤務上限年齢に達している者を異動日以後、管理監督職に採用し、又は昇任することができない。
- 4 学長は、第1項による降任等により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由があるときは、異動日から起算して1年を超えない範囲内で異動日を延長させることができる。
- 5 前項の規定による異動日の延長は、異動日から起算して3年を超えない範囲内で更新することができるものとする。
- 6 前条及びこの条に定める降任の取扱いについては、職員人事規

程による。

第4節 配置換等

(配置換・出向等)

第13条 職員は、業務上の都合により配置換（職種間の異動を含む。）、併任又は出向（次項において「異動」という。）を命ぜられることがある。この場合、当該職員の意向に配慮するとともに職種間の異動及び出向にあつては、本人の同意を要するものとする。

2 前項に規定する異動を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

3 配置換及び併任の取扱いについては、職員人事規程による。

4 職員の出向については、別に定める国立大学法人岡山大学職員出向規程（平成16年岡大規程第7号）による。

(赴任)

第14条 赴任の命令を受けた職員は、その辞令を受けた日から、次に掲げる期間内に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に新任地に赴任できないときは、新任地の上司の承認を得なければならない。

一 住居移転を伴わない赴任の場合 即日

二 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

第5節 休職

(休職)

第15条 職員が次の各号の一に該当する場合は、原則として休職とする。

一 心身の故障のため、病気休暇が引き続き90日を超え、なお引き続き長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

三 その他学長が定める事由に該当する場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 いかなる休職も、その事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。

4 休職者は、職員としての身分を有するが、職務に従事しない。

5 休職者には、職員給与規則又は国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則（平成26年岡大規則第17号。以下「年俸制給与規則」という。）に定める場合を除き、給与は支給しない。

6 休職期間その他必要な事項については、別に定める国立大学法人岡山大学職員休職規程（平成16年岡大規程第8号）による。

第6節 退職及び解雇

(退職)

第16条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

一 退職を願い出て学長から承認されたとき

二 定年に達したとき

三 期間を定めて雇用されている場合、その期間が満了したとき

四 前条第1項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき

五 死亡したとき

2 退職について必要な事項については、職員人事規程による。

(退職願)

第17条 職員は、前条第1項第1号により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の30日前までに、学長に文書をもって願い出なければならない。なお、30日前までに提出できない場合であっても、14日前までには提出しなければならない。

2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

第18条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 定年による退職の日(以下「定年退職日」という。)は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(定年による退職の特例)

第19条 学長は、前条の規定にかかわらず、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、1年を超えない範囲で定年退職日を延長することができる。

2 前項の規定による定年退職日の延長は、3年を超えない範囲で更新することができるものとする。

(再雇用)

第20条 年齢60年(但し、労務職員にあつては年齢63年)に達した日以後、第16条第1項第1号及び第2号の規定により退職した者(但し、教育職員(助手、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。))にあつては第16条第1項第2号の規定により退職した者に限る。)又は前条の規定により勤務した後退職した者が、引き続き雇用されることを希望した場合は、第16条第1項各号(第1号及び第2号を除く。)又は第23条第1項各号に該当する場合を除き、採用(以下「再雇用」という。)するものとする。

2 前項に掲げる者のほか、前項に準ずる者として学長が指定するものについても、前項の例により再雇用することがある。

3 再雇用された職員の就業に関する事項については、別に定める国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則(平成16年岡大規則第11号)による。

(退職勧奨)

第21条 学長は、人事管理上の都合により、職員に対し、退職を勧奨することがある。この場合、学長は、強制によることなく、当該職員の意思を尊重しなければならない。

2 退職勧奨については、別に定める国立大学法人岡山大学職員退職勧奨規程(平成16年岡大規程第9号)による。

(早期退職希望者募集)

第22条 学長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次の各号に掲げるものを、早期退職希望者募集として行うことがある。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職の日において定年から20年を減じた年齢以上である職員を対象として行う募集
- 二 組織の改廃又は所在地の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は所在地に属する職員を対象として行う募集

2 早期退職希望者募集については、別に定める国立大学法人岡山大学職員早期退職希望者募集に関する規程(平成26年岡大規程第6号)による。

(解雇)

第23条 職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- 一 勤務成績が著しくよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 事業活動の縮小等により剰員を生じた場合
- 四 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合
- 五 その他必要な適性を欠く場合

2 前項の解雇について必要な事項については、職員人事規程による。

(解雇制限)

第24条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定による打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性職員が第58条第6号及び第7号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第25条 第23条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支払うこととし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。ただし、労基法第20条第3項の規定により所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りでない。

2 年俸制給与規則による年俸制の適用を受ける職員を解雇する場合は、少なくとも3箇月前に本人に予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の3箇月分を支払うこととし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。ただし、労基法第20条第3項の規定により所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りでない。

(退職後の責務)

第26条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第27条 学長は、退職又は解雇された者（解雇の予告を受けた者を含む。）が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 法人における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 証明書には、前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを記載するものとする。

第3章 給与

(給与)

第28条 職員の給与は、月給制又は年俸制による。

(月給制の給与)

第28条の2 月給制の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分

により支給する。

一 基本給は、俸給、俸給の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額とする。

二 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、職務付加手当、大学貢献手当、医師事務作業補助手当、クロス・アポイントメント手当、附属幼稚園教育体制支援手当、診療支援手当、外部資金獲得手当、保育所保育体制支援手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、在宅勤務手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当とする。

2 前項第1号の俸給は、職員の区分及び職種により次の各号に示す俸給表によるものとする。

一 一般職員俸給表(一) 一般職員(事務職員、技術職員、図書職員、高度専門職)

二 一般職員俸給表(二) 一般職員(技能職員、労務職員)

三 教育職員俸給表(一) 教育職員(教授、准教授、講師、助教、助手)

四 教育職員俸給表(二) 教育職員(附属特別支援学校の教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭)

五 教育職員俸給表(三) 教育職員(教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭。ただし、前号に該当する者を除く。)

六 医療職員俸給表 医療職員(医療技術職員)

七 看護職員俸給表 医療職員(看護職員)

(月給制の給与の支給日)

第29条 月給制の給与のうち、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理監督職勤務上限年齢調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、職務付加手当、大学貢献手当(職員給与規則第19条の2第1項第3号に掲げるものを除く。)、医師事務作業補助手当、クロス・アポイントメント手当、附属幼稚園教育体制支援手当、診療支援手当、保育所保育体制支援手当、在宅勤務手当及び義務教育等教員特別手当は、その月の月額的全額を毎月17日(以下この項において「支給定日」という。)に、特殊勤務手当、大学貢献手当(同号及び同項第4号に掲げるものに限る。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の支給定日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給定日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日(以下この項において「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

3 外部資金獲得手当は、6月30日(以下この項において「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(月給制の給与の支給)

第30条 月給制の職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支給するものとする。ただし、法令又は労基法第24条の規定による労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支給すべき給与の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

2 職員が申し出た場合は、給与の全部又は一部につき職員名義の預金又は貯金への振込

みによって支給することができる。

(非常時の月給制給与支給)

第31条 月給制の職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために、給与の支給を請求した場合には、請求の日までの給与を支給する。

(月給制の給与の決定等)

第32条 月給制の職員の給与の決定、計算、支払方法その他必要な事項については、職員給与規則による。

(年俸制の給与等)

第32条の2 年俸制の給与等に関し必要な事項は、年俸制給与規則による。

第4章 服務

(職務専念義務)

第33条 職員は、上司の指示に従い、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、法人の秩序の維持に努めなければならない。

2 職員は、本規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力をその職務遂行のために用い、法人がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第34条 職員は、次の各号の一の事由に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

- 一 勤務時間内レクリエーションへの参加を承認された期間
- 二 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- 三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第12条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- 四 均等法第13条の規定に基づき、前号の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための措置により勤務しないことを承認された期間
- 五 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- 六 自由参加による研修として計画された研修へ、勤務時間内に参加することを承認された期間
- 七 勤務時間内に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項に規定する特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある職員が特定保健指導を受けることを承認された期間
- 八 その他勤務時間内に勤務しないことを承認された期間

(遵守事項)

第35条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 みだりに勤務を欠いてはならない。
- 二 職場の内外を問わず、法人の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 三 職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
- 四 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- 五 法人の敷地及び施設内（以下「学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- 六 勤務時間内に学長の許可なく、学内で職務に関係のない放送・宣伝・集会又は文書

画の配布・回覧掲示その他これに準ずる行為をしてはならない。

七 学長の許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品の売買を行ってはならない。

2 職員は、職務遂行において法令違反があると認められるときは、法人監査室へ通報しなければならない。この場合、学長は、当該職員に対し、その通報を理由になんらの不利益処分も行ってはならない。

(職員の倫理)

第36条 職員の遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める国立大学法人岡山大学役員職員倫理規程(平成16年岡大規程第10号)による。

(ハラスメントに関する措置)

第37条 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める国立大学法人岡山大学におけるハラスメント等の防止及び対応に関する規程(平成29年岡大規程第41号)による。

(障がい者に対する差別の解消の推進)

第37条の2 職員は、障がい者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。また、過重な負担がないにもかかわらず、合理的配慮の提供を拒んではならない。

2 不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項の規定に基づく国等職員対応要領については、国立大学法人岡山大学における障がい者に対する差別の解消の推進に関する対応規則(平成28年岡大規則第12号)による。

(入構禁止又は学外退去)

第38条 学長は、職員が次の各号の一に該当するときは、法人内への入構を禁止し、又は法人外へ退去させることがある。

- 一 職場の風紀・秩序を乱し又はそのおそれのあるとき。
- 二 職務上必要のない火器、凶器等の危険物を所持しているとき。
- 三 衛生上有害と認められるとき。
- 四 その他前3号に準じ就業に不都合と認められるとき。

2 前項の規定により入構を禁止されたときは欠勤、所定の終業時刻前に退去させられたときは早退として取り扱うものとし、給与を支払わない。

(兼業の制限)

第39条 職員は、学長の承認を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら事業を営んではならない。

2 職員の兼業については、別に定める国立大学法人岡山大学職員兼業規程(平成16年岡大規程第12号)による。

(公職への立候補・就任)

第40条 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職に立候補又は就任しようとするときは、あらかじめ、その旨を学長に届け出なければならない。

第5章 勤務時間、休暇等

第1節 勤務時間、休暇及び休日

(所定勤務時間)

第41条 職員の所定勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分、1日につき7時間45分とする。

(勤務時間及び勤務時間の割振り)

第42条 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までとし、休憩時間は、12時から13時までとする。ただし、部局長が指定する職員又は本人が希望する場合で業務に支障がないと認められる職員については、次の各号のいずれかの勤務時間及び休憩時間とすることができる。

一 勤務時間 8時30分～17時 休憩時間 12時～12時45分

二 勤務時間 8時30分～17時 休憩時間 12時15分～13時

2 前項の規定にかかわらず、大学運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員、満9歳に達する日以後最初の3月31日までの子（配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した2者間の関係を含む。以下「事実婚等」という。）にある者を含む。以下第58条において同じ。）の子及び民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として内閣府令で定める者に、内閣府令で定めるところにより委託されている者を含む。以下第47条、第58条及び第61条において同じ。）の養育若しくは家族の介護（国立大学法人岡山大学職員の介護休業等に関する規程（平成16年岡大規程第16号。以下「介護休業規程」という。）第3条第2項に定める対象家族の介護をいう。以下第47条、第58条及び第62条において同じ。）を行うために希望する職員又はがん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎その他難病等反復・継続して治療が必要となる疾病に罹患し治療を行っている職員（業務の正常な運営に支障がある場合を除く。）、その他本人が希望する場合で業務に支障がないと認められる職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が前条に規定する所定勤務時間を超えない範囲において休日（次条に規定する休日をいう。以下次項において同じ。）及び勤務時間を割り振ることができる。

3 前項に定めるもののほか、業務に季節的な繁閑がある部署に勤務する職員については、1箇月を超え1年以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が前条に規定する所定勤務時間となるように休日及び勤務時間を割り振ることができる。この場合において、適用の範囲等必要な事項については、労基法第32条の4第1項の規定に基づく労使協定を締結し、これをあらかじめ所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

4 学長は、勤務時間が6時間を超える場合にあつては45分以上、8時間を超える場合にあつては、1時間以上の休憩時間を置かなければならない。この場合において、休憩時間は、勤務時間の始め又は終わりに置いてはならない。

5 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

6 業務の性質上必要が認められる職員については、前条及び第1項の規定にかかわらず、裁量労働制を適用し、当該職員が行う職務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関しては、当該職員の裁量に委ねるものとする。この場合において、適用職員等必要な事項については、労基法第38条の3第1項の規定に基づく労使協定を締結し、又は労基法第38条の4第1項の規定に基づき設置する労使委員会で必要な事項に関する決議をし、これらをあらかじめ所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

7 次の各号に掲げる職員は、労基法第41条第2号に定める者として本章で定める勤務時間、休憩時間及び休日に関する規定は適用しない。

一 職員給与規則第11条第1項に定める管理職員

二 学長の秘書業務等機密の事務を取り扱う職員

8 休日及び勤務時間の割り振りについては、別に定める国立大学法人岡山大学職員の勤務時間等に関する規程（平成16年岡大規程第13号。以下「勤務時間等規程」という。）による。

（休日）

第42条の2 職員の休日は、次の各号に定める日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 祝日法による休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に定める休日を除く。）

（休日の振替）

第43条 学長は、職員に前条に規定する休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、あらかじめ勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は、当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 学長は、前項の休日の振替又は4時間の勤務時間の割振変更を行った後において、当該職員の勤務時間が第41条に規定する所定勤務時間を超えないようにしなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、休日の振替については、勤務時間等規程の定めるところによる。

第44条 削除

（休日の代休日）

第45条 学長は、第43条の規定による休日の振替ができない場合には、当該休日後の勤務日を当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として指定することができる。

2 前項に定めるもののほか、代休日の指定については、別に定める勤務時間等規程の定めるところによる。

（事業場外の勤務）

第46条 学長は、業務上必要がある場合は、職員に出張を命じ、又は承認することができる。

2 職員は、出張を完了した場合には、速やかに報告しなければならない。

3 職員が、出張その他法人の職務を帯びて法人外で勤務する場合であって、勤務時間を算定しがたいときは所定勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために通常所定勤務時間を超えて勤務することが必要な場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

4 職員の出張に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人岡山大学旅行規程（令和3年岡大規程第70号）による。

（在宅勤務）

第46条の2 職員が在宅勤務（在宅勤務の実施事由に該当するものに限る。）を希望する場合で、業務その他の都合上支障がないと認めるとき又は業務上必要がある場合は、職員を在宅勤務に就かせることがある。

2 職員の在宅勤務に関し必要な事項は別に定める。

（時間外・深夜・休日勤務）

第47条 業務の都合上必要があると認める場合は、第41条の規定にかかわらず、時間外勤務又は休日勤務をさせることがある。この場合において、所定勤務時間を超え、又は所定の休日における勤務については、労基法第36条第1項の規定に基づく労使協定

を締結し、これをあらかじめ所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

2 3歳に満たない子を養育する職員又は家族の介護を行う職員であつて、請求のあった者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、時間外勤務をさせない。

3 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員であつて、時間外勤務時間を短いものとするを請求した者の所定勤務時間を超える勤務については、第1項後段の労使協定において別に定めるものとする。

4 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員であつて、請求のあった者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）における勤務に従事させない。

5 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員（以下「妊産婦である職員」という。）が請求した場合には、時間外勤務、休日勤務又は深夜における勤務をさせない。

（時間外勤務の休憩）

第48条 前条第1項の規定により時間外勤務を命ぜられた時間が、1日につき第41条に規定する所定勤務時間を通じて8時間を超えるときは、1時間の休憩時間（所定の勤務時間中に置かれる休憩時間を含む。）を勤務時間の途中に置くものとする。

（災害時の勤務）

第49条 災害その他避けることのできない事由によって、所定の勤務時間を超えて、又は特定された休日に、職員（妊産婦である職員を除く。）に勤務を命ずることがある。

ただし、労基法第33条第1項の手続きを必要とするものについては、その手続きを行わずに、勤務を命ずることはできない。

（宿日直勤務）

第50条 職員は、所定の勤務時間以外の時間及び休日において、本来の業務に従事しないで、所轄労働基準監督署長の許可を受けた建物、設備等の保全、外部との連絡のための宿日直勤務並びに病室の巡回等病院における宿日直勤務及び動物の管理等動物飼育施設における宿日直勤務を命ぜられることがある。

2 宿日直勤務の職務内容、時間その他については、別に定める国立大学法人岡山大学宿日直規程（平成16年岡大規程第14号）による。

（出勤簿）

第51条 始業時までに出勤した職員は、直ちに出勤簿に押印を行うものとする。ただし、やむを得ない場合には署名にかえることができる。この場合、事後速やかに押印に訂正するものとする。

第2節 休暇

（有給休暇の種類）

第52条 職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

（年次有給休暇）

第53条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）における休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数（以下「基本日数」という。）とする。

一 次号から第4号に掲げる職員以外の職員 20日

二 当該年度において、新たに職員となる者 その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数

三 当該年度において新たに国家公務員、地方公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「交流職員」という。）となつ

た者で、引き続き職員となったもの 交流職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が別表第1の日数欄に掲げる日数に満たない場合にあっては、別表第1の日数欄に掲げる日数）

四 当該年度の前年度において交流職員であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったもの又は当該年度の前年度において職員であった者であって引き続き当該年度に交流職員となり引き続き再び職員となったもの 交流職員としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が別表第1の日数欄に掲げる日数に満たない場合にあっては、別表第1の日数欄に掲げる日数）

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

（年次有給休暇の手続）

第54条 年次有給休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、学長が職員の請求した時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認めた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

2 前条第1項の規定に基づき付与された年次有給休暇の日数が10日以上（労基法その他関係法令に基づき年次有給休暇が10日以上付与されたものとみなされる場合を含む）の職員に対しては、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日については、前項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇を付与した日（以下「基準日」という。）から1年以内に、学長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して与えるものとする。ただし、職員が前項の規定により年次有給休暇を与えられた場合においては、当該与えられた日数分を5日から控除するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、基準日から1年以内の特定の日（以下「第二基準日」という。）に新たに10日以上年次有給休暇を付与する場合は、履行期間（基準日を始期として、第二基準日から1年を経過する日を終期とする期間をいう。以下同じ。）の月数を12で除した数に5を乗じた日数について、当該履行期間中に、その時季を定めることにより与えることができる。ただし、職員が第1項の規定により年次有給休暇を与えられた場合においては、当該与えられた日数分を履行期間の月数を12で除した数に5を乗じた日数から控除するものとする。

4 職員は、年次有給休暇を取得する場合には、学長に対し、あらかじめ休暇簿により請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ休暇を請求することができない場合は、職員は事後速やかに、その事由を付して休暇を請求することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、5日を超えて付与した年次有給休暇については、労基法第39条第6項の規定に基づく労使協定を締結したときは、その労使協定に定める時季に計画的に取得させるものとする。

（年次有給休暇の付与単位）

第55条 年次有給休暇は、1日又は半日として与えられるものとする。ただし、労基法第39条の定める日数を超えて付与する休暇については、1時間を単位とすることができる。

（病気休暇）

第56条 負傷又は疾病のため療養する必要があるとして職員から請求があった場合には、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる最小限度の期間病気休暇を与える。

2 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があった場合には、必要な時間病気休暇を与える。

(病気休暇の手続)

第57条 職員は、前条の病気休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇簿に記入して学長に承認の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 職員は、1日の全部を勤務しない病気休暇が連続して7暦日を超える場合又は学長が必要と認めて提出を求めたときには、治療期間を予定した医師の診断書を速やかに学長に提出しなければならない。

3 病気休暇が長期にわたり、予定した治療期間を経過した場合には、新たな治療期間を予定した医師の診断書を学長に提出しなければならない。

4 長期にわたり病気休暇を取得している者が、回復後出勤しようとする場合には、学長の許可を受けなければならない。この場合、医師の治癒証明書又は就業許可証明書を提出させることがある。

(特別休暇)

第58条 職員は、次の各号の一の事由により勤務日又は勤務時間中に勤務しない場合には、それぞれ当該各号に規定するところによりその勤務しない日又は時間は、特別休暇として、休暇の付与を受けることができる。

一 公民権行使休暇 職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、その必要と認められる期間

二 出頭休暇 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、その必要と認められる期間

三 ドナー休暇 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、その必要と認められる期間

四 ボランティア休暇 職員が国内において自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときは、一の年度において5日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる程度の規模の災害が発生した場合において、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県における生活関連物資の配布、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他の被災者を支援するために必要な活動

ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設においてボランティア活動と位置づけられている活動

ハ 身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むの

に支障がある者の介護その他身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理，衣類の洗濯及び補修，慰問その他直接的に援助する活動

- 五 結婚休暇 職員が結婚（事実婚等である場合を含む。以下同じ。）する場合で，結婚式，旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときは，結婚の日（結婚式の日，婚姻届を提出した日，パートナーシップ宣誓を行った日その他社会的に結婚した日若しくは結婚すると認められる日をいう。）の5暦日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5暦日（教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭（以下この条において「附属学校園教員」という。）），にあっては8暦日）の範囲内の期間
- 六 産前休暇 8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合は，出産の日までの申し出た期間
- 七 産後休暇 女性職員が出産した場合は，出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- 八 保育休暇 生後1年に達しない子を育てる職員が，その子の保育のために必要と認める授乳等を行う場合は，1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては，その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され，又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は，1日に2回，それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- 九 配偶者出産休暇 職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるときは，職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間内における2日（附属学校園教員にあっては3日）の範囲内の期間
- 十 育児参加休暇 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において，当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が，これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合は，当該期間内における5日の範囲内の期間
- 十一 子の看護養育休暇 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が，その子の看護養育（負傷し，若しくは疾病にかかったその子の世話をし，若しくはその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせ，又はその子が在籍する学校等が実施する行事に出席をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合は，一の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては，10日）以内の期間
- 十二 介護休暇 職員が要介護状態にある対象家族の介護，通院等の付添い，対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族の必要な世話をし行うため勤務しないことが相当であると認められる場合は，一の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては，10日）以内の期間
- 十三 葬儀休暇 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で，職員が葬儀，服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときは，親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する暦日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- 十四 追悼休暇 職員が父母，配偶者又は子の追悼のための特別な行事（当該父母，配偶者又は子の死亡後15年内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当

であると認められる場合は、1日の範囲内の期間

十五 リフレッシュ休暇 職員（8月に在職する者に限る。）が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において3日の範囲内の期間

十六 夏季休暇 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、一の年の6月から10月までの期間内における3日（附属学校園教員にあっては6日）の範囲内の期間

十七 被災復旧休暇 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるときは、原則として連続する7暦日の範囲内の期間

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

ハ 単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うとき。

十八 通勤困難休暇 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合は、その必要と認められる期間

十九 危険回避休暇 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（災害により職員の現住居の滅失又は破壊が予想される場合を含む。）は、その必要と認められる期間

二十 銀婚式休暇 結婚の日から25年に達する職員（婚姻等の関係を継続している場合に限る。）が結婚生活の節目を祝い、心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められるときは、結婚の日後25年を経過する日の翌日から1年を経過する日までの期間内における連続する5暦日の範囲内の期間

二一 出生支援休暇 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間
（特別休暇等の手続）

第59条 職員は、特別休暇（前条第6号及び第7号の休暇を除く。）又は職務専念義務免除期間の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に記入して学長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によってあらかじめ申請することができなかつた場合には、事後速やかに、その事由を付して承認を求めることができる。

2 前項の場合において、学長が必要と認めて証明書の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

3 前条第6号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して行わなければならない。

4 前条第7号に掲げる場合に該当することとなった職員は、その旨を速やかに届け出るものとする。

（特別休暇等の付与単位）

第60条 病気休暇、特別休暇及び職務専念義務免除期間は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、第58条第6号、第7号、第15号及び第16号の休暇の単位は、1日とし、同条第9号から第12号及び第21号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。

第3節 育児休業及び介護休業

(育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業又は出生時育児休業)

第61条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業を、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児短時間勤務を、満9歳に達する日以後最初の3月31日までの子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児部分休業を、子が出生した日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子の養育を必要とする者は、学長に申し出て出生時育児休業をすることができる。

2 育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業又は出生時育児休業の対象者、手続き等の必要事項については、別に定める国立大学法人岡山大学職員の育児休業等に関する規程(平成16年岡大規程第15号)による。

(介護休業又は介護部分休業)

第62条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、学長に申し出て介護休業又は介護部分休業をすることができる。

2 介護休業又は介護部分休業の対象者、期間及び手続き等の必要事項については、別に定める介護休業規程による。

第6章 知的財産等

(知的財産等)

第63条 知的財産等に関する帰属・対価については、別に定める国立大学法人岡山大学職務発明等取扱規程(平成16年岡大規程第17号)による。

第7章 職員研修

(職員研修)

第64条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

2 学長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 その他職員の研修については、別に定める国立大学法人岡山大学職員の研修に関する規程(平成16年岡大規程第18号)による。

第8章 賞罰

(表彰)

第65条 学長は、次の各号の一に該当すると認める職員を表彰する。

一 業務成績の向上に多大の功労があった者

二 業務上有益な発明又は顕著な改良をした者

三 災害又は事故の際、特別の功労があった者

四 業務上の犯罪を未然に防ぎ、又は犯罪者の逮捕を容易にさせ、あるいはこれを逮捕する等その功労が顕著であった者

五 永年勤続し、別に定める国立大学法人岡山大学永年勤続者表彰規程(平成16年岡大規程第19号)に該当する者

六 その他特に他の職員の模範として推奨すべき実績があった者

2 学長は、前項の表彰をしたときは、学内へ公示するものとする。

(表彰の方法)

第66条 表彰は、表彰状、賞状又は感謝状を授与して行い、副賞を添えることがある。

(懲戒)

第67条 学長は、次の各号の一に該当するときは、所定の手続きの上、懲戒処分を行うことができる。

- 一 正当な理由なく無断欠勤したとき。
- 二 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
- 三 故意又は重大な過失等により法人に損害を与えたとき。
- 四 禁錮以上の刑に処せられたとき（次号によって懲戒処分が行われた場合を除く）。
- 五 殺人、傷害、性暴力等、窃盗、横領、違法薬物所持など、刑法その他の刑罰法規に規定する犯罪行為があったとき（軽微なものを除く）。
- 六 法人の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき。
- 七 素行不良で職場の秩序又は風紀を乱したとき。
- 八 重大な経歴詐称をしたとき。
- 九 第35条の遵守事項に違反したとき（上記各号に該当する場合を除く）。
- 十 その他本規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

（懲戒手続等）

第68条 前条による懲戒処分は、次の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 戒告 始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。
 - 二 減給 始末書を提出させるほか、1回の額が平均賃金の1日分の2分の1、若しくは総額が一賃金支払期における賃金の10分の1を上限として減額する。
 - 三 停職 始末書を提出させるほか、12月間を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
 - 四 降格 始末書を提出させるほか、下位の級へ引き下げる。
 - 五 降任 始末書を提出させるほか、下位の職へ引き下げる。
 - 六 諭旨解雇 退職を願い出るよう文書により勧告する。この場合において、1週間以内に退職しないときは、懲戒解雇とする。
 - 七 懲戒解雇 即時に解雇する。
- 2 懲戒解雇をする場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、第25条に定める解雇予告手当を支給しない。
- 3 第1項の処分又は第69条の訓告等を行うに当たっては、別に定める国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する規程（平成16年岡大規程第20号）による。

（自宅待機）

第68条の2 学長は、職員が懲戒処分に該当する行為を行った場合は、当該懲戒処分が決定するまでの間、当該職員に自宅待機を命ずることができる。

（訓告等）

第69条 第68条第1項の懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があると認めるときは、訓告又は嚴重注意を文書等により行う。

（損害賠償）

第70条 職員が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、第67条又は前条の規定による懲戒処分又は訓告等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第9章 安全衛生

（安全衛生）

第71条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、法人が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 安全衛生管理については、別に定める国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）による。

第10章 旅費 （旅費）

第72条 職員が業務上、出張する場合の旅費については、別に定める国立大学法人岡山大学職員旅費支給要項（令和3年7月1日学長裁定）による。

第11章 福利・厚生 （能率増進計画）

第73条 学長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、次の事項について計画を樹立し、これの実施に努めなければならない。

- 一 職員のレクリエーションに関する事項
- 二 職員の厚生に関する事項

（宿舍利用基準）

第74条 職員の宿舍の利用については、別に定める国立大学法人岡山大学宿舍規程（平成16年岡大規程第23号）による。

第12章 苦情処理 （苦情処理）

第75条 職員は、勤務時間、給与等労働条件について、不服がある場合は、苦情処理委員会に解決を請求することができる。

2 苦情処理委員会については、別に定める国立大学法人岡山大学苦情処理委員会規程（平成16年岡大規程第24号）による。

第13章 災害補償 （業務上の災害補償）

第76条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところにより、補償を行う。

（通勤途上災害）

第77条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、補償を行う。

（法人による補償）

第78条 前2条に定めるところにより、労災法による補償を受けることとなった職員に対しては、同法に基づく補償のほか、別に定める国立大学法人岡山大学職員災害補償規程（平成16年岡大規程第25号）による補償を行う。

第14章 退職手当 （退職手当）

第79条 職員の退職手当について、その適用範囲、決定、計算、その他必要な事項については、別に定める国立大学法人岡山大学職員退職手当規則（平成16年岡大規則第15号）による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により職員となった

者（以下「承継職員」という。）のうち、岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）による廃止前の岡山大学教員定年規則の特例に関する規則（平成13年岡大規則第39号）により定年を定められていた職員の定年は、第18条第1項第1号の規定にかかわらず、年齢68年とする。

- 3 承継職員の年次有給休暇の日数は、第53条の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日における年次休暇の残日数とする。
- 4 承継職員のうち、この規則の施行日の前日までに、この規則の施行日以降の日について一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）による年次休暇、病気休暇及び特別休暇として承認等されている休暇については、それぞれこの規則の定めるところにより、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇として承認等されたものとみなす。
- 5 この規則施行後において、施行日前の国家公務員としての在職期間中（職員が施行日において国家公務員であるとみなした場合に、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第2項により規定される期間を含む。）の非違行為が第67条の各号に該当することが判明したときは、法人に対する行為とみなし同条に規定する懲戒処分を行うものとする。
- 6 第58条各号に掲げるもののほか、職員の勤務する部局が平成21年12月28日を冬季一斉休業日とする場合は、同日については特別休暇として取り扱う。同日を冬季一斉休業日としない部局に勤務する者（平成21年12月28日後に新たに職員となった者を除く。）は、平成21年12月1日から平成22年2月28日までの期間内における1日の範囲内の期間について、特別休暇として休暇の付与を受けることができる。冬季一斉休業の実施により特別休暇を取得する場合、第59条の規定は適用しない。
- 7 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第58条第4号の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号イ中「地震、暴風雨、噴火等により災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる程度の規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「若しくはこれに隣接する都道府県」とあるのは「若しくはこれに隣接する都道府県若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域（被災者の避難先として提供されている施設のある市町村（特別区を含む。）」とする。
- 8 前項の規定は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。
- 9 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）の規定に基づき、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とし、当該休日となる日は、祝日法による休日として、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第2項及び第3項の規定の適用があるものとする。

附 則

この規則は、平成16年10月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に助手として在職し、施行日以後も引き続き助手として在職する者の定年は、改正後の第18条第1項第1号の規定にかかわらず、年齢65年とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第58条第2号の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第20条の規定は、平成37年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第20条の規定に基づき締結される労使協定の適用の範囲は、次表左欄の期間について再雇用職員として再雇用される前年度末の年齢が次表右欄に掲げる者とする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間	61歳以上
平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間	62歳以上
平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間	63歳以上
平成34年4月1日から平成37年3月31日までの間	64歳以上

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。ただし、改正後の第29条第1項中大学貢献手当に係る規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月30日から施行し、平成29年6月30日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、改正後の第29条本文のその月の支給日にかかる規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年1月1日から令和2年3月31日までの間に新たに付与された年次有給休暇は、改正後の第53条第2項の規定にかかわらず、付与された日の属する年の翌々年の3月31日まで繰り越すことができるものとする。
- 3 改正後の第58条第4号、第11号及び第12号に掲げる特別休暇については、職員がこの規則による改正前の第58条の規定に基づき令和2年1月1日から施行日の前日までに取得した当該特別休暇の日数にかかわらず、改正後の第58条の規定に基づき新たに休暇の付与を受けることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の第9条第1項の規定は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第18条第1項の規定の適用については、次表左欄の期間について同条第1項中「65年」とあるのはそれぞれ次表右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 3 改正前の第18条第1項第1号に掲げる職員について、第18条第1項の規定の適用については前項を適用しない。
- 4 改正前の第18条第1項第2号に掲げる職員について、第18条第1項の規定の適用については、前2項にかかわらず、次表左欄の期間について同条第1項中「65年」とあるのはそれぞれ次表右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	63年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	63年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第46条の2の規定は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第53条第1項第2号，第3号及び第4号関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年末満の期間	20日

別表第2（第58条第13号関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し，かつ，祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
おじ又はおばの配偶者	
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し，かつ，祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては，7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては，5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては，3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	

岡山大学研究ポリシー

平成16年 4月 1日制定
平成18年12月 4日改定
平成27年 4月 1日改定
平成29年 2月15日改定
平成30年 4月 1日改定
令和 5年10月30日改定

岡山大学は、“高度な知の創成と的確な知の継承”を理念とし、“人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”を目的としている。さらに、岡山大学は、研究活動等に対して基本的目標を掲げている。岡山大学におけるあらゆる活動の源泉は、先進的かつ高度な研究の推進であり、常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし、社会の課題解決や変革、さらに次の世代を担う研究人材の育成など、社会の中核として世界と伍する研究大学となるよう指向することである。これは、岡山大学長期ビジョン2050「地域と地球の未来を共創し、世界の革新に寄与する研究大学」の実現に根ざしたものである。

このような岡山大学の理念、目的および研究目標、ビジョンを達成・実現するために、岡山大学及び所属する全ての研究活動に従事する者は、自らの自由な発想のもとに真理を探究する権利を享受するとともに、専門家として国民の負託にこたえなければならない重大な責務を有する。

このため岡山大学は、本学及び研究活動に従事する者の自律性に依拠する行動規範に関わる以下の研究ポリシーを制定する。なお、本ポリシーには研究の産業化や社会実装等のイノベーション創出に関わる点も含むものとする。

1 研究の自由

岡山大学は、研究活動に従事する者の自発的意志と自律性に基づく真理探究に関する活動を尊び、学問研究、思想、及び表現の自由を保障する。

2 研究の倫理性

研究活動に従事する者は、人間の尊厳、健康及び生命の安全に関する権利を尊重する。人権やプライバシー、個人情報、著作権等を守り、遺伝子組換えや動物実験、生成系AI等に関する倫理規範と関連規程を遵守する。

3 研究の自律性

研究活動に従事する者は、研究成果を学問体系の中に位置づけ、その成果が過去・現在・未来の社会に及ぼす影響を省察する。

4 研究の公開性

研究活動に従事する者は、学術研究の成果を論文、著書等として積極的に公表し、研究活動に従事する者の相互や本学を含めた学術界のみならず、産業界等の社会の評価に積極的に参加する。

5 研究の社会性

岡山大学は、研究成果の公表に留まらず、その影響や効果についてサービス・制度設計や社会実装等の普及活動を通して社会に還元し、貢献する。

6 研究成果の帰属

研究によって得られた知的財産は、原則として岡山大学に帰属する。研究活動に従事する者は、知的財産に関わる研究成果の公表や特許の申請について、関連規程等を遵守し、岡山大学の籍を離れた後もその責任を有する。

7 研究の遂行

研究活動に従事する者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において誠実に行動し、不正行為であるねつ造、改ざん、盗用等を行わない。また、研究者倫理に反するような重複投稿や不適切なオーサーシップなども行わない。

また、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれを開示するなど、研究活動の正当性の証明手段を確保等するなどの研究インテグリティの確保に努める義務を有する。

研究資料等の保存期間は、当該学術研究の成果を論文、著書等として公表後、資料（文書、数値データ、画像など）については10年間、試料（実験試料、本）や装置など「もの」については5年間を原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるもの、国又は学会等の学術団体が示す基準あるいは契約により研究資料等の保存期間が定められている場合についてはこの限りではない。

8 研究費の使用

研究活動に従事する者は、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則等を遵守する。

9 利益相反の回避

研究活動に従事する者は、自らの行動において利益相反の有無に十分注意を払い、そのような立場を回避する。さらに、国立大学法人岡山大学利益相反ポリシーを遵守する。

10 研究環境の確立

研究活動に従事する者は、責任ある研究を行うことのできる公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究活動に従事する者のコミュニティ及び自らの所属組織の人材配置や機器共用促進を含む設備整備等の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に関する取組に積極的に参加する。

1.1 組織における研究推進

国立大学法人岡山大学が定めた最重点研究分野の研究及び高等先鋭研究院のシステムを強力に推進するために、学長が本学の先頭に立ち、そのリーダーシップのもとに関係機関とともにスピード感を持って研究推進を行う。

また研究に従事する者「個人」ではなく、研究IR等を用いて集団としての「群」を対象に戦略的に研究推進を行う。

さらに機器共用の推進は、研究基盤整備・有効活用推進ポリシーをもとに行うことで研究活動の整備強化を図り、それに伴う技術職員等の人材を育成強化することで研究推進を加速させる。

1.2 組織における研究人材育成

本学において、大学院博士課程（後期課程）に在籍する大学院生を「研究者」として位置づけ、その人材輩出先を大学・研究機関のみとせず産業界や公的機関などでも活躍できる博士人材として積極的に育成する。

高い研究能力を有して研究活動に従事する者に対して研究活動時間や活動費等のインセンティブを与えるとともに、その者は与えられたインセンティブをもとに研究人材の育成等に努める。

研究活動に従事する者の評価や育成、確保、業務転換、流動等については、研究活動に従事する分野や研究マネジメント部門の組織の特性等を踏まえつつ、研究IRや基準等を用いて、全学で管理運用する。

1.3 組織における研究マネジメント人材育成

本学において、技術職員を研究従事者との研究パートナーと位置づけ、研究を推進する点で重要な人材であるとともに、社会に対して技術リテラシー向上や普及等を担う技術マネジメント人材として、その育成を広く社会や他機関とともに積極的に行う。

本学において、リサーチ・アドミニストレーター（URA）を、研究担当理事とともに行動する岡山大学執行部の研究ブレーン組織を担うマネジメント人材として位置づけ、研究の企画・立案・推進等に関わるのみならず、法人経営を担う人材としての育成を図るとともに岡山大学が社会の中核となる研究大学となるための学外活動等を積極的に行う。

岡山大学内部質保証規則

〔令和3年6月29日〕
岡大規則第19号

令和3年12月28日規則第24号

令和5年3月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大規則第1号）第11条及び第54条の規定に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと（以下「内部質保証」という。）に関し、基本的事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 一 自己点検・評価とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- 二 認証評価とは、学校教育法第109条第2項及び第3項の規定に基づき、文部科学大臣の認証を受けた者による評価をいう。
- 三 国立大学法人評価とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第9条第1項に定める国立大学法人評価委員会が行う国立大学法人等の業務の実績に関する評価をいう。
- 四 部局とは、各学部、大学院各研究科、各研究所、各学域、岡山大学病院、各全学センター、グローバル・ディスカバリー・プログラム、附属図書館及び各機構をいう。
- 五 部局長とは、前号に定める各部局の長をいう。

(統括責任者)

第3条 内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として統括責任者を置く。

2 統括責任者は、学長をもって充てる。

(推進責任者)

第4条 統括責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に担う者として、推進責任者を置く。

2 推進責任者は、理事をもって充てる。

3 推進責任者は、統括責任者の指示に基づき、所掌する委員会等（以下「委員会等」という。）において内部質保証に関し必要な措置を講じるものとする。

(部局責任者)

第5条 部局における内部質保証に関する業務を行う者として、部局責任者を置く。

2 部局責任者は、部局長をもって充てる。

3 部局責任者は、推進責任者の指示に基づき、当該部局における内部質保証に関し必要な業務を行わなければならない。

(自己点検・評価)

第6条 推進責任者は、所掌する委員会等において、認証評価及び国立大学法人評価等の時期を考慮して、定期的に自己点検・評価を実施するものとする。

2 自己点検・評価の項目は、認証評価機関が定める大学評価基準及び国立大学法人評価委員会が定める実施要領等を参考に、推進責任者が所掌する委員会等が定める。

3 部局責任者は、部局における教育研究活動等の状況について、前項で定めた項目により自

己点検・評価を行う。

4 推進責任者は、部局における自己点検・評価を総括し、全学の自己点検・評価を実施するものとする。

5 推進責任者は、自己点検・評価の結果を統括責任者へ報告する。

6 統括責任者は、前項の報告を、大学経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）に付議する。

7 戦略会議は、評価センターの協力を得て、全学の自己点検・評価の総括・検証を行う。

8 前項の結果は、教育研究評議会及び経営協議会での審議を経た後、役員会で決定する。

（部局の自己点検・評価）

第7条 前条に定める自己点検・評価のほか、部局長は、部局における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行うものとする。

2 前項の部局の自己点検・評価に関する事項は別に定める。

（教職員の自己点検・評価）

第8条 教職員は、個人における活動状況について、自己点検・評価を行うものとする。

2 教職員の自己点検・評価に関する事項は別に定める。

（関係者からの意見聴取）

第9条 教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入れに関する自己点検・評価の実施に当たっては、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から定期的に意見を聴取するものとする。

（外部評価の実施）

第10条 自己点検・評価の結果については、外部評価（ピア・レビュー等）を受けるよう努めるものとする。

（評価結果の公表）

第11条 自己点検・評価、認証評価及び国立大学法人評価の結果は、原則公表するものとする。

（評価結果の活用）

第12条 統括責任者、推進責任者、部局責任者は、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めなければならない。

（自己点検・評価等の結果に基づく改善）

第13条 統括責任者は、自己点検・評価等の結果、改善が必要と認められた事項について、推進責任者に改善を指示する。

2 改善指示を受けた推進責任者は、その措置について検討を行い、改善計画を策定するものとする。

3 推進責任者は、前項により策定した改善計画に基づき、部局責任者に改善指示を行うとともに、改善計画の進捗状況を確認し、その状況を統括責任者に報告するものとする。

4 統括責任者は、前項の報告を受けて、改善の進捗状況を確認するとともに、進捗状況に応じた対処方法を決定する。

（組織の新設・改廃等の重要な見直しに関する検証）

第14条 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しに関しては、当該新設・改廃等に関する部局の協力を得て、文部科学省が実施する設置計画履行状況等調査の対応状況を含め、戦略会議を中心に検証を行う。

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年12月28日から施行する。

2 この規則改正により、本学の諸規則等にある「岡山大学自己評価規則」は、当分の間、「岡山大学内部質保証規則」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年3月28日から施行する。